

令和7年度
安全性評価事業支援（運転記録証明交付助成）
交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者が無事故・無違反証明書及び運転記録証明書を自動車安全運転センター奈良県事務所（以下「安全運転センター」という。）に交付申請した場合、交付に係る費用を助成し、会員事業者の輸送の安全の確保に資することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、協会会員で協会入会金及び初回会費を納入しており、かつ、協会会費規程第5条に規定する会費の滞納がない事業者とする。

（事業期間）

第3条 本要綱に定める助成事業は、令和7年4月1日から令和8年2月27日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

（助成金額）

第4条 助成金の交付額は、会員事業者の奈良県内営業所に所属する者が無事故・無違反証明書及び運転記録証明書交付に要した費用とし、事業期間内に1人1回までとする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、様式1「安全性評価事業支援（運転記録証明交付助成）交付申請書」を協会に提出後、安全運転センターに「運転記録証明書交付申請書」を提出しなければならない。

（助成金の交付）

第6条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、安全運転センターからの請求に基づき、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、助成金を交付するものとする。

（報告の義務）

第7条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

（助成金の返還）

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- （1）この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- （2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和7年4月1日より適用する。